

生徒会会計細則

第1章 総則

第1条

本細則は、規約第40条の定めるところによる。

第2条（金銭の出納）

生徒会収入の保管は、便宜上学校に委嘱し、支出に際しては、生徒会会計（以下「会計」とする）がこれを請求する。

第2章 予算

第3条（予算の計上）

生徒会の収入はすべて予算として計上する。

第4条（予算編成の前提）

- 1 予算は、総務費・部活動費・予備費から成るものとする。
- 2 1項のうち、総務費は予算全額の半額を割らないよう編成する。

第5条（歳出予算請求）

執行役員会（以下「役員会」とする）・各種執行委員会および各部の長は、予算請求書を作成し、これを会計に提出する。

第6条（予算案の作成及び決定）

会計は、予算案を作成し、役員会・協議会・生徒会顧問の承認を経る。

第7条（予算案の生徒総会提出）

会計は、次年度の予算案を生徒総会（以下「総会」とする）に提出する。

第8条（予算案添付書類）

会計は総会に予算案を提出する時、次の書類を添付する。

- イ 生徒会収入明細書
- ロ 生徒会・各種執行委員会・各部の予算請求書
- ハ 前年度歳入・歳出に関する書類
- ニ その他、予算の内容を明らかにする書類

第9条（予算の公示）

予算が成立した時、会計は、これを公示する。

第10条（予算支出）

- 1 予算支出の請求は、規定された支出伝票に、支出内訳、その他の必要事項を記入し、各顧問の承認を得て会計にこれを行う。
- 2 予算の支出は、会計・生徒会顧問の認定を得て行う。
- 3 支出伝票は、予算執行後、会計・生徒会顧問が管理する。

第 11 条（予算の流用・転用）

- 1 予算はこれを流用・転用することはできない。
- 2 物価の上昇等、やむをえない理由により単価の値上がりがあった時、1割以内の増額の承認権を協議会はもつ。
- 3 2項による不足額は予備費をこれに当てる。

第 12 条（繰越使用）

- 1 毎会計年度の歳出予算の経費は、翌年度に繰越して使用することはできない。ただし、特別の理由により年度内に支払いを成し難い場合は、翌年度に繰越して使用することができる。
- 2 1項により繰越使用を必要とする時は、繰越金計算書および各事項ごとに理由を明記し、協議会の承認を得る。
- 3 会計は、2項により繰越使用が認められた時は、会計監査委員会（以下「監査」とする）に報告する。

第 13 条（暫定予算）

- 1 役員会は毎会計年度のうちの一定期間に暫定予算を必要に応じて作成し、総会に提出することができる。
- 2 1項にもとづく暫定予算は当該年度の予算が成立した時は失効するものとし、暫定予算にもとづく支出は、当該年度予算にもとづいてなしたものと見なす。

第 3 章 総務費

第 14 条（目的）

総務費は、生徒会の正常、円滑な運営を期するために設けるものとする。

第15条（細目）

- 1 総務費とは次の各費用を指す。
 - イ 本部費
 - 二 登録、参加費
 - ロ 各種執行委員会費
 - ホ 慶弔費
 - ハ 行事費
- 2 1項に規定する総務費の細目は、各年度によりその他の細目を設けることを妨げない。

第16条（行事費）

生徒会主催、または後援をする学校内での行事に必要な費用の支払いに当てる。

第17条（登録・参加費）

校外における、公的行事・試合等に参加出場するために必要な登録料・参加料の支払いに当てる。

第18条（慶弔費）

会員、会員の父母および教職員が死亡した場合の香華料、および教職員が転退職した場合の記念品代に当てる。

第4章 部活動費

第20条（目的）

部活動費は、生徒会に所属する部の、正常、円滑な運営を期するために設けるものとする。

第5章 予備費

第21条（予備費支出の報告）

会計は、協議会において予備費の使用が認められ、その支払いを行った時は、次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第6章 決算

第22条（決算書の作成）

会計は、歳入・歳出の決算書を作成する。

第23条（監査の承認）

会計は、決算書を総会提出前に監査に提出し、その承認を得なければならない。

第24条（総会への提出）

役員会は、第23条の決算書を総会へ提出するものとし、監査の報告書を添付する。

第7章 雑則

第25条（領収証の提出期限）

領収証は、予算の支払いを受けてから、1週間以内に提出する。ただし、事前に会計の承認を得たものについては、この限りではない。

第26条（帳簿の公開）

- 1 会計の帳簿は、監査・総会・協議会の要求ある時は公開しなければならない。
- 2 各種執行委員会・各部会計の帳簿は、監査・会計の要求ある時は提出し、その監督を受ける。

第8章 改正

第27条

本細則の改正に関しては、規約第44条にもとづく。

附 則

この学則は、平成14年7月18日一部改正。